

多治見市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 多治見市高齢者保健福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下「計画」という。）を推進するため、多治見市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の実施状況に関すること。
- (3) 計画の見直しに関すること。
- (4) その他計画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員23人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療、保健又は福祉の業務に従事する者 5人以内
- (2) 識見を有する者 6人以内
- (3) 介護保険の被保険者である者 5人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内
- (5) 市職員 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期の満了の日が計画の計画期間の終期を超える場合は、当該終期をもって委員の任期の満了の日とする。

(会長)

第5条 推進協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委

員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱（平成10年告示第103号）は、廃止する。